

平成 16 年 8 月 13 日
 総 務 省

平成 16 年 7 月豪雨及び台風第 10 号災害に係る
 地方交付税（9 月交付分）の繰上げ交付

1 平成 16 年 7 月豪雨及び台風第 10 号災害により多大な被害を受けた地方公共団体
 に対し、地方交付税法第 16 条第 2 項の規定に基づき、9 月に定例交付すべき普通交
 付税の一部を繰上げて交付するもの。

2 繰上げ交付対象団体

(1) 平成 16 年 7 月豪雨

①新潟県内 4 市 2 町（6 団体）

ながおかし さんじょうし みつけし とちおし なかのしままち たらどまりまち
 長岡市、三条市、見附市、栃尾市、中之島町、寺泊町

②福井県内 2 市 3 町（5 団体）

ふくいし さばえし みやまちょう いまだてちょう いけだちょう
 福井市、鯖江市、美山町、今立町、池田町

(2) 台風第 10 号

徳島県内 1 町 1 村（2 団体）

かみなちちょう きさわそん
 上那賀町、木沢村

3 繰上げ交付額（合計 2, 542 百万円）

(1) 平成 16 年 7 月豪雨

(市町村分)

新潟県	1, 542 百万円	(9 月定例交付額の 30%)
福井県	857 百万円	(")
合 計	2, 399 百万円	

(2) 台風第 10 号

(市町村分)

徳島県	143 百万円	(9 月定例交付額の 30%)
合 計	143 百万円	

4 繰上げ交付予定日

平成 16 年 8 月 17 日（火）

自治財政局財政課 佐藤、小鍋
 TEL 03-5253-5111（代表）
 (内線 3327)
 TEL 03-5253-5612（直通）
 FAX 03-5253-5615